

2025年4月25日

ひだまりホームクリニック院内学習会

高齢者介護施設とは何か

医師 和田忠志

高齢者施設の複雑な制度

- ◆老人ホーム 老人福祉法に規定
- ◆特定施設、グループホーム等 介護保険に規定
- ◆介護保険三施設 介護保険に規定
- ◆地域密着型サービスに分類される事業所
- ◆サービス付き高齢者向け住宅
- ◆シェアハウス ただのアパート??
- ◆無認可老人ホーム

居住系サービス事業所という呼称が用いられる。

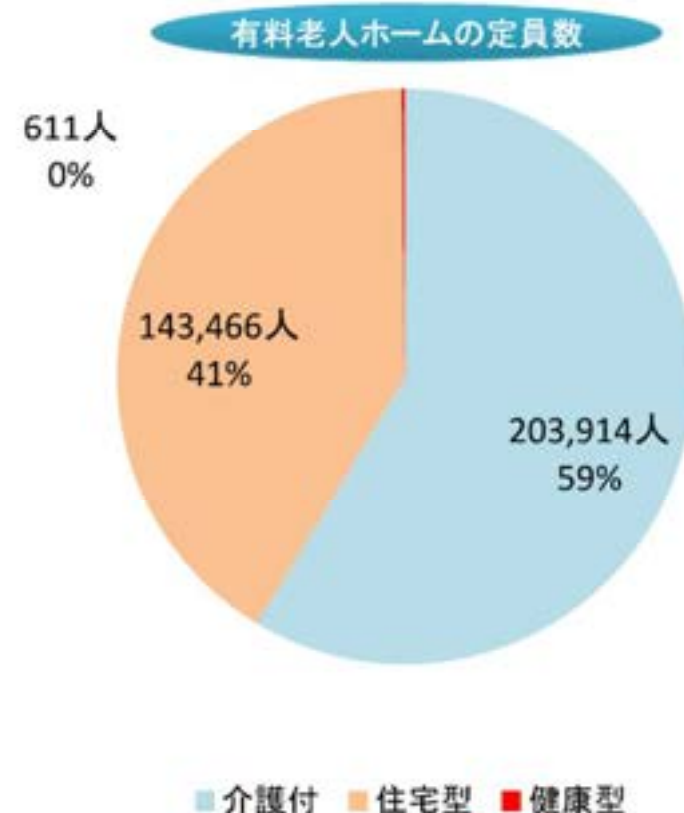
老人ホーム

老人福祉法に規定

- ◆特別養護老人ホーム
- ◆養護老人ホーム
- ◆軽費老人ホーム(ケアハウス)
- ◆有料老人ホーム

有料老人ホームの概況(平成25年度)

介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	健康型有料老人ホーム
・介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 ・介護等が必要となっても、ホームが提供する介護サービスである「特定施設入居者生活介護」を利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能	・生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 ・介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能	・食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 ・介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならない



※ 平成25年度老人保健健康増進等事業「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に関する実態調査研究」

特定施設入居者生活介護の事業所 (特定施設)

(1) 介護付き有料老人ホーム

(2) ケアハウス

(要介護者等を対象にした軽費老人ホーム)

(3) サービス付き高齢者向け住宅

など、所定の要件を満たした

高齢者向けバリアフリー集合住宅

◆ 以上で特定施設の基準に合致し、都道府県に届け出、介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの

特定施設入居者生活介護

所定の要件を満たした高齢者向けバリアフリー集合住宅の介護保険被保険者、に対する給付である。

基本的には看護師の設置が必要で、月あたりの定額制で給付される。このため、外部からの訪問看護は実施できない。

これらの施設は、必ずしも「特定施設」を取得しなくても運営できる（その場合、外部からの訪問看護を実施できる）。介護保険の特定施設入居者生活介護を受けたいときに、それを取得することになる。

介護保険三施設

介護保険の施設サービスはこの三者のみ

①介護老人福祉施設

老人福祉法での特別養護老人ホーム
県に介護保険給付の申請をして指定を得る

②介護老人保健施設

最初から介護保険に定められた施設

③介護療養型医療施設⇒介護医療院

介護療養型医療施設は6年間の移行期間で廃止(2023)された。

介護医療院は医療施設ではない。

サービス付き高齢者向け住宅

- ◆国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)2011年改正でできた制度。
- ◆それまでの、高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃)・高齢者専用賃貸住宅(高専賃)・高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)の3つを一本化する形で、「サービス付き高齢者向け住宅」制度が創設された。
- ◆基本的に個室、バリアーフリーで、医療・介護との密接な連携でケアを提供する建前である。

地域密着型サービスに分類

- ◆小規模多機能型居宅介護
- ◆認知症対応型共同生活介護
- ◆地域密着型特定施設入居者生活介護
- ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ◆看護小規模多機能型居宅介護(2012年新設)

基本的に当該市町村・特別区に住む人だけが受けられるサービス。介護保険の事業所は基本的に都道府県知事の指定を受けるが、「地域密着型サービス」は市町村長の指定を受ける。

小規模多機能型居宅介護

◆訪問・通所・泊まりの三つの機能を持つ事業所で行われるケア。

認知症対応型共同生活介護

- ◆いわゆる「グループホーム」の活動。
- ◆グループホームとは、活動能力のある認知症患者数人（5～9名程度）が介護者とともに生活し、料理・洗濯や掃除、その他の作業などを介護者で行い、「残った機能」を発揮しながら過ごす施設である。
- ◆このような施設に収容することで、当然、家族介護の軽減にもなる。

地域密着型 特定施設入居者生活介護

- ◆定員29人以下の有料老人ホームに適用される。
- ◆入居者は要介護者およびその配偶者のみ。
- ◆このような特定施設を「介護専用型特定施設」と呼ぶ。

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

- ◆ 定員29人以下の特別養護老人ホームに適用される。

看護小規模多機能型居宅介護 (2013(平成24)年新設)

- ◆小規模多機能型居宅介護と看護の機能を有したサービス。
- ◆利用者の状態に応じた通い・泊まり・訪問(介護・看護)サービスを柔軟に提供する。

シェアハウス

- ◆基本的にはアパートと考えられる。
- ◆所得階層の低い高齢者に対応する。

無認可老人ホーム

- ◆浦安市での老人介護事業所での虐待を契機に厚生労働省がつくった言葉
- ◆2007年1月29日、浦安市にある「ぶるーくろす癒海館」の入居者に対して虐待の疑いがあるとの通報があり、千葉県及び浦安市が立入検査等を実施した。

その結果、入居者の処遇に関する不当な行為等が認められたため、当該施設の設置者に対し5月16日付けで立入検査結果を通知し、強い遺憾の意の表明及び再発防止を申し入れた。

違法ケース①【届出を行っていない有料老人ホーム】

違法ケース1. 届出を行っていない

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反していることとなる。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、地方公共団体においては、未届施設に対する呼びかけを強化するなどの対応が必要。
- 事業者に対しては、なぜ届出をおこなっていないのか（制度に不案内、自治体のガイドラインに不適合など）の事情も聴取し、届出の有無にかかわらず指導の対象になることを説明する必要がある。



※出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（毎年10月31日時点）

ユニットケア (新型特養)

- ◆特別養護老人ホームで最初に試みられた
- ◆画一的ではなく、少人数の人たちがかかわることによるケアの深化を目指したもの

逆デイサービス

- ◆特別養護老人ホームなどで試みられた
- ◆より人間的な生活を取り戻すためのケア

全国版トップ

お知らせ

【メンテナンス期間】 令和7年3月28日（金）18:00～3月31日（月）8:00

（令和6年8月29日掲載）

[介護サービス情報公表システム システムメンテナンスの経緯について](#)

日頃より介護サービス情報公表システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。

・ 最初にお読みください

・ 公表されている
介護サービスについて

・ 公表されている
生活関連情報について

・ サービス付き
高齢者向け住宅について

・ 介護保険の解説

・ 関連情報

・ アンケート

介護サービス
概算料金の試算



ご覧になりたい都道府県をクリックしてください。

延べ：28,666,661 本日：4,423 昨日：5,353

このページの先頭へ

リンク・転載等について ご利用上の注意 お問い合わせ

厚生労働省 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

[介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

ご静聴ありがとうございました

医師 和田忠志